

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第38号）

- 1 香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科に看護学専攻（博士課程）を設置するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第39号）

- 1 人事委員会の平成30年10月11日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成31年2月1日、一部の規定は同年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第40号）

- 1 人事委員会の平成30年10月11日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第41号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇香川県議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第42号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成31年4月1日から施行することとした。